

Ⅲ 学校における安全管理の推進

児童生徒等の安全を確保するための環境を整える安全管理は、安全教育との一体的な活動を通じて、取組を進めなければなりません。

1 安全点検と改善措置

学校環境における安全の確保については、学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。

したがって学校長は、施設及び設備の安全点検を定期的を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、

- (1) 危険物の除去
- (2) 施設・設備の修繕
- (3) 危険箇所の明示
- (4) 立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更

を行う等の適切な措置を講じなければならない。

また、大規模な改修を伴う場合等、学校で対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図らなければならない。

更に、補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有する必要がある。経過や補修・改修箇所を明記した文書を作成・保存しておき、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

安全点検の対象や項目の設定については、校種の違い、学校の置かれている環境やその地域の実情を考慮し、定期、臨時、日常の安全点検において適宜追加・変更等を行わなければならない。

学校開放等により一般者が校内施設を使用する場面も増えているが、開放部分と非開放部分の進入禁止場所等の明示や施錠に加え、開放前後の施設の点検を入念に行うようにする。

2 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。そのため、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。これらは、全国、京都府内、あるいは各校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動等の実態を踏まえ、全教職員の共通理解を図った上で、定めることが必要である。

(1) 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握の観点

- ア 運動や遊び等の活動内容、活動場所等の実態調査
- イ 学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録
- ウ 健康観察や保健室来室状況等の記録
- エ 教職員による行動観察等の情報
- オ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計・事故事例

(2) 行動や場所の規制の観点

- ア 規制についての教職員の共通理解
- イ 教職員の協力体制の確立
- ウ 規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守の徹底

(3) 情緒の安定及び良好な健康状態把握の観点

- ア 情緒の不安定が顕在化した際の積極的な指導
 - (ア) 気分転換やリラクゼーションによる情緒の安定の促進
 - (イ) 情緒の安定に関する学習の充実
 - (ウ) 日常的な児童生徒等の理解
 - (エ) 望ましい生活習慣の形成
 - (オ) 相談活動やカウンセリング体制の整備
 - (カ) 美化活動等の環境整備による情緒の安定の促進
 - (キ) 保護者との連絡・連携
- イ 日常の健康観察、健康相談や健康診断に関する情報等の活用

(4) 学校生活ごとの学校管理の留意点

ア 休憩時間

- (ア) 校舎内で活動している場合
 - a 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものの不備や危険
 - b 校舎内での施設の利用や児童生徒等の危険な行動

- c ひさしや天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりする等の危険な行動
- (イ) 運動場、体育館等で活動している場合
 - a 運動や遊びをしている者と他の者との間の危険
 - b 運動や遊びの種類と場所
 - c 休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動
 - d 人目に付きにくいところでの運動や遊び
 - e 新しく児童生徒等の間に流行している遊び
- (ウ) 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合
 - a 遊具、固定施設そのものの不備や危険
 - b 利用の仕方
 - c 利用している者の行動
 - d 固定施設の近くにいる者の危険
 - e 移動施設の転倒防止のための固定方法

イ 各教科等の学習時間

- (ア) 始業前や各教科等の指導前の児童生徒等の心身の状態の把握、服装及び学習中に予想される危険に対する配慮
- (イ) 施設、用具、教材・教具等の整備と児童生徒等のその扱い方の理解
- (ウ) 情緒不安傾向の児童生徒等、特に注意を要する者に対する適切な個別的配慮

ウ 園外保育、クラブ活動等、学校行事等の活動時間

- (ア) 参加する人員の完全な確認
- (イ) 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険
- (ウ) 場所、時刻、時間等の無理や危険
- (エ) 用具や使用施設・設備の安全の状態の確認
- (オ) 参加する者の健康状態の十分な把握
- (カ) 活動をしている者相互間の危険

エ 学校給食の時間

- (ア) 検食による異物等の確認
- (イ) 食かん、食器等の受け渡しやコンテナの移動の際の危険
- (ウ) 食事を運搬する方法、運搬する通路等の危険
- (エ) 食事を配膳するときの取扱いの危険
- (オ) 食事における誤嚥や異物等の誤飲等による危険

オ 清掃活動等作業時

- (ア) 道具や用具の正しく安全な使用
- (イ) 適切な作業時等の服装
- (ウ) 肥料や薬剤の安全な取扱い
- (エ) 作業している場所及びその周辺の危険
- (オ) 作業している者と他の者との間の危険

3 危険等発生時の「対応チーム」の編成

対応チームとは、事故等（事故、加害行為、災害等）により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（以下「危険等発生時」という）に、役割分担に基づいた対応を行う教職員体制の総称である。

チームの編成については事件・事故災害ごとに教職員の役割を変えるのではなく、同系統の任務に固定し、職員の任務の熟知と円滑な遂行を図ることが重要である。

また、基本の役割をもとにした、臨機応変な行動も求められるので、混乱が生じないようにリーダーによる指示やお互いの声掛けによる任務の確認を大切にしなければならない。

(1) 危険等発生時の対応チームの編成の留意点

- ア 対応チームの編成を全教職員に明らかにし、年度当初に必ず確認しておくこと。
- イ 出張等による不在教職員がいる場合でも運用できるような体制を構築すること。
- ウ 学校の規模に応じ、役割を工夫して編成すること。
- エ 児童生徒等の対応にあたる教職員がいない学年、フロアがないように留意すること。
- オ それぞれのチームのリーダーを中心とした指示系統を確立しておくこと。

表1 <チーム編成(例)>

	災害発生時(不審者発見時)	児童生徒等避難後
対策本部	校内緊急放送 情報収集、整理 関係機関へ連絡(消防・警察等) 避難の判断(避難場所、下校の判断) 児童生徒等への行動の連絡(放送等) 新たに発生する事案への対応と指示 負傷者の保護者への連絡	情報収集 下校の指示 児童生徒等・教職員の安否の確認 搬送先への付添いの指示、把握 関係機関へ連絡(教育委員会等)
不審者・災害対応チーム	児童生徒等へ指示後、災害発生場所に急行 初期消火・不審者対応 校内巡回(災害発生場所確認、不審者対応) 状況報告(携帯電話・インターホン・伝令による)	消火活動 救護、救助へ移行 不審者対応(警察へ引渡すまで)
児童生徒等対応チーム	児童生徒等へ指示 避難経路を判断・指示 避難誘導	安全確認 負傷者対応 児童生徒等の観察 心のケア 保護者への緊急連絡
救助チーム	児童生徒等へ指示後、校内巡視 →負傷者への応急手当・救護所へ搬出 行方不明児童生徒等、教職員の搜索 情報収集と状況報告	状況報告 救急車へ同乗
救護チーム	救護体制の確立(救急用品準備、救護所設置) 負傷者の全体把握 救急、医療機関への連絡 心のケア	負傷者搬送先確認 負傷者の保護者へ連絡

4 危険等発生時対処要領の整備

(1) 作成の必要性

学校においては、学校保健安全法第29条で危険等発生時対処要領を作成することと規定されている。

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情等に応じた**実効性のある対策**を講じなければならない。その中心となるのは学校が行う危機管理であり、事前に、学校は**適切かつ確実な危機管理体制**を確立し、**危険等発生時対処要領の周知、訓練の実施等**、教職員が**様々な危機に適切に対処**できるようにする必要がある。

学校は事件・事故災害発生時には**迅速かつ適切に対応**することが求められる。危険等発生時対処要領に沿って、危機管理責任者である学校長（副校長・教頭）を中心に対応チームを機能させ、**児童生徒等の安全を確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等**を実施する。

事態が収拾した直後から、**保護者及び関係者への連絡・説明**を速やかに行い、**教育再開の準備**や**事件・事故災害の再発防止対策**を実施する。

また、**心のケア**等必要な対策を講じることが必要である。

(2) 見直しのポイント

学校独自の危険等発生時対処要領の見直し・改善について、文部科学省は次の5つのポイントを示している。（「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」平成19年11月）

これらが実際に機能するかどうか、**訓練等をもとに検証し、定期的に見直し・改善を行う必要がある。**

- ア 人事異動等による**対応チームの分担や組織の変更**はないか
- イ **施設・設備や通学路、児童生徒等の状況**に変化はないか
- ウ **地域や関係機関との連携**に変更はないか
- エ **訓練、研修会等の机上訓練（図上訓練）で、問題点や課題の発見**はなかったか
- オ **先進校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目**はないか

5 危険等発生時の対処行動

事件・事故災害が発生した場合、教職員は危険等発生時対処要領等に基づき適切に行動しなければならない。危険等発生時対処要領を確認している時間のない一刻を争う状況下において、時間の空費で児童生徒等の安全を左右することのないよう、教職員一人一人が自分の役割分担を熟知し、危険等が発生した際、迅速かつ適切に行動できるよう備えておく必要がある。

また、各対応チームがどのように行動しているか、危険等がどのように推移しているかを全員が共通理解できる体制づくりが重要である。

(1) 危険等発生時の対処行動の留意点

ア 本部の対処行動

- (ア) 正確な状況把握による冷静な判断
- (イ) 迅速かつ適切な教職員・児童生徒等への行動指示
- (ウ) 本部での状況把握が困難な場合の、現場における臨機応変な対応の指示

イ 各対応チームの対処行動

- (ア) 対処行動の熟知
- (イ) 対処行動を整理したフロー図等の掲示や縮小版の携帯
- (ウ) 危険等発生時の「声掛け」「相互確認」等による連携した行動
- (エ) 臨機応変な行動が求められる際の適切な判断と本部への速やかな連絡

ウ 状況・情報の共有

- (ア) 本部で時系列に対応を記録（模造紙、小黒板等を活用）
- (イ) 全ての教職員が短時間で状況を把握できる体制の構築（放送、トランシーバー、インターホン、携帯電話、インターネット等の活用）

エ 児童生徒等の実態を考慮した行動

- (ア) 避難時に配慮を要する児童生徒等の対応方法の確立と全教職員への周知
- (イ) 障害のある児童生徒等に係る「個別の教育支援計画」への安全に関する配慮事項の記入と活用

オ 校内各施設における避難方法の確認と児童生徒等への指導

- (ア) 校内施設ごとの避難方法の指導内容を統一し、児童生徒等の混乱を防止

カ 緊急下校の判断基準・方法についての保護者、地域の人々等への周知と引渡し方法の確立

- (ア) 通信機能不通の際、学校と保護者の緊急下校の判断基準・方法についての共通理解の徹底
- (イ) 確実に保護者へ引渡すための引渡確認表等の準備と活用
- (ウ) 緊急下校の際の下校先確認カード等の準備と活用（特に幼稚園児・小学生に有効）

キ 学校待機の場合の対処

- (ア) 待機する児童生徒等のための緊急時対応物資の備蓄
- (イ) 教職員の対応体制の確立
- (ウ) 保護者への連絡可能な方法による迅速な連絡

6 登下校時、在宅時における事件・事故災害への対応

事件・事故災害は児童生徒等の登下校時、在宅時に発生する可能性もある。その際、学校は、いつ、どこで、誰が、どんな事件・事故災害に遭ったのか正確な情報を得る必要があり、より迅速に対応するためには事前に**関係機関や地域の協力**も加え、**多重の安全確認体制**を構築しておくことが重要である。

その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関や保護者への連絡等の対応を素早く行うことが求められる。

そのため、前もって事件・事故災害発生時の対応について検討し、**緊急事態に即対応**できるようにしておくことが重要である。登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害等の犯罪被害や交通事故、地震等の自然災害等が想定される。

7 事後の対応や措置

(1) 事件・事故災害対策本部の設置

事件・事故災害対策本部を速やかに設置し、事実の確認・整理、役割分担の確認と指示、今後の対応の決定、関係機関との連絡及び教育再開準備を行う。

(2) 情報収集と整理

情報の混乱を避けるため、窓口を一本化し、事件・事故災害の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置等を整理しておく。

(3) 記録の整理

個人情報の取扱いについては、十分に配慮を行う。

(4) 保護者への連絡や説明

被害にあった児童生徒等の保護者には、速やかに連絡し、学校又は病院等に急行してもらう。事件・事故災害の深刻さ等を勘案し、必要な場合は保護者説明会を開催する。

(5) 報道機関への対応

報道機関へは、情報を整理し、適宜提供する。事件・事故災害の深刻さ等を勘案し、必要に応じて記者会見を開催する。

また、取材等による二次被害の拡大を防止するため報道機関との連携を図る。

(6) 教育再開の準備及び事件・事故災害の再発防止対策の実施

事件・事故災害の発生状況や対応の経過等を把握し、これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故災害の再発防止に向けた対策を講じる。

ア 応急手当と心のケアに対する体制等の見直し

イ 緊急時に備えた校内体制の再構築

ウ 安全教育の内容・指導体制等の見直し

エ 来校者への対応等不審者侵入防止策の改善と共通理解

オ 緊急安全点検の実施による問題点の整理と環境等の改善

カ 地域の人々、保護者、ボランティア等との連携方策等の改善

(7) 報告書の作成

事故災害報告書は、学校管理運営規則等に基づいて作成し、教育委員会に報告する。

(8) 災害共済給付請求

災害共済給付については、所定の様式で作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

(9) 京都府学校危機支援チーム（CCST）派遣依頼

発生した事故・事件災害等が、学校だけでは解決困難であり、児童生徒等の多くが心に傷を受ける可能性があるとして判断した場合、京都府学校危機支援チームの派遣を依頼する。

ア 府立学校においては、学校長から府教育委員会へ直接依頼する。市町（組合）立学校（小・中学校）においては、学校長から市町（組合）教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依頼する。

イ 京都府学校危機支援チームは、指揮監督隊及び直接ケア隊から構成され、二次被害の拡大防止と心の応急処置を行う。

ウ 学校は、校内チームの態勢を整え、京都府学校危機支援チームと連携して危機対応にあたる。



<京都府学校危機支援チーム（CCST）の概要>

- | | |
|---------|---|
| 1 名 称 | 京都府学校危機支援チーム
略称CCST (Combined Crisis Support Team) |
| 2 目 的 | 学校危機へのサポート（緊急対応） |
| 3 対 象 | 京都府の公立（京都市立を除く）小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に所属する子どもたちの多くが心に傷を受ける可能性がある事故・事件等（おおむね表2レベルⅡ以上）。ただし、表3の事案についても派遣することがある。 |
| 4 依頼方法 | 学校長から市町（組合）教育委員会、教育局を通じて府教育委員会へ依頼する。（府立学校においては、校長から府教育委員会へ依頼する。） |
| 5 派遣隊員 | 京都府学校危機支援チームに登録されている隊員 |
| 6 派遣期間 | 3日間以内（その後の支援は従来のスクールカウンセラー活用事業の緊急配置によるものとする。） |
| 7 支援内容 | 二次被害の拡大防止と心の応急処置
① 被害評価とケアプラン策定の手助け
② 教職員への助言、サポート
③ 保護者への支援
④ 子どもと保護者への応急対応
⑤ その他（報道対応サポート） |
| 8 そ の 他 | 京都府学校危機支援チーム（CCST）は、市町（組合）教育委員会と連携し、校内チームの各班に指導・助言を行う。 |

表2 <学校危機対応のレベル>

●学校管理下 ○学校管理外

事件規模	レベル	事 案 例	京都府
大規模	VI	●北オセチア共和国学校テロ	
	V	●大阪池田小事件	
中規模	IV	●佐世保市の小6殺害事件（全国マスコミ殺到） ●寝屋川市教師殺害事件（〃） ●仙台ウォークラリー事故、3人死亡、20人以上重軽傷（〃） ●山口県立高校爆発物事件、数十人救急搬送（〃）	●日野小事件 ●宇治小事件
	III強	●校内での飛び降り自殺、目撃多数、学校に報道殺到 ●小学校のプールで水死、児童目撃多数、学校に報道殺到	
	III弱	●児童の列に車、1人死亡、2人怪我、目撃数名、学校に報道多数 ○親子心中事件、学校に報道多数	○宇治学習塾事件
小規模	II	○親子心中事件、学校に取材なし～僅か ○自宅での自殺、学校に取材なし～僅か ●体育中に児童が倒れ、搬送先の病院で死亡 ○夏休み中に川での水の事故、複数児童目撃	
小規模以下	I	○家族旅行中の交通事故で児童死亡 ○自宅で家族の自殺を児童が目撃	

出典 全国CRT標準化委員会

表3 <学校危機支援チームの派遣を検討する事案>

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模事案（レベルII以下）や個人被害事案 ◆ 単発的でない事案 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめなどの継続的トラウマ ・感染症による死亡などの事案 ・児童の行方不明 ◆ 背景の問題が重要となる事案 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での自殺 ・自殺未遂 ・子どもによる加害 ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の不祥事 ・災害 ・時間が経ってからの派遣依頼
--